



- 対象**
- ① 介護サービス事業所
 - ② 障がい福祉サービス・障害児通所支援・障害児相談支援事業所、児童養護施設、救護施設、ひきこもり者支援を行う法人
 - ③ 高齢者住宅施設運営事業者、訪問型サービスB・Dを行う事業者
 - ④ 保育園、認定こども園（認可外保育施設を除く）
- ※10月1日時点で市内に所在し、過去1年間においてサービスの提供実績があることなど

物価高騰対策事業者支援給付金を支給します

物価高騰の影響を受けている市内の中小企業や個人事業者、農業者などの負担軽減を図り、事業活動の継続を支援するため給付金を支給します。事業種別により給付内容・申請方法などが異なりますので、ご注意ください。

福祉・介護サービス事業者

対象

- ① 介護サービス事業所
 - ② 障がい福祉サービス・障害児通所支援・障害児相談支援事業所、児童養護施設、救護施設、ひきこもり者支援を行う法人
 - ③ 高齢者住宅施設運営事業者、訪問型サービスB・Dを行う事業者
 - ④ 保育園、認定こども園（認可外保育施設を除く）
- ※10月1日時点で市内に所在し、過去1年間においてサービスの提供実績があることなど

給付内容

- 入所施設 20万円
- 入所施設以外の事業所など 10万円

申請方法

給付の対象となる事業所に対して申請書類をメールなどで通知していただきますので、必要事項を記入し、持参または郵送で提出してください。

申請期限

令和5年1月31日(火)

提出先・問い合わせ

- 〒648-18585 橋本市東家1-3-1 保健福祉センター内
- ① について 介護保険課 ☎333-1633
- ② について 福祉課 ☎333-3708
- ③ について いきいき健康課 ☎333-3705
- ④ について こども課 ☎333-6102

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金を支給します

電力・ガス・食料品などの価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯などに対して、給付金を支給します。



給付額

一世帯当たり5万円

対象

次のいずれかに該当する世帯

- 住民税非課税世帯
- 世帯全員の令和4年度住民税が非課税の世帯であって、住民税が課税されている人の扶養親族のみの世帯でないこと。

9月30日時点で住民登録のある対象世帯に確認書を送付しています。内容を確認の上、返信してください。

※一部申請が必要な場合があります。

- 家計急変世帯

令和4年1月以降に予期せず家計が急変し、直近の収入減少により、住民税非課税相当の収入となった世帯

給付金を受け取るには申請が必要です。

福祉課で配布する申請書（市ホームページからも入手可）に必要事項を記入し、収入額が確認できる添付書類とともに郵送でご提出ください。

支給時期

確認書または申請書を受理後、記載漏れがないかなどを確認した上で、確認書に記載の口座へ順次支給を行います。なお、支給まで2週間程度かかります。

申請期限

令和5年1月31日(火)

提出先

〒648-18585 (住所記入不要) 橋本市健康福祉部 福祉課

※原則郵送のみの受付とします。

問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター ☎0120-1526145

受付時間 午前9時～午後8時（土・日曜、祝日、年末年始を除く）

橋本市価格高騰緊急支援給付金コールセンター ☎0120-967-1108

受付時間 午前9時～午後5時（土・日曜、祝日、年末年始を除く）

農業事業者



対象

市内在住の個人、または市内に所在する法人で、農業を営み、農業の所得申告を行なっているもの。

給付内容

個人3万円、法人10万円

申請方法

給付対象者宛てに申請書類を郵送していただきますので、必要事項を記入の上、同封の返信用封筒で郵送してください。

※申請書類が届かない場合は、お問い合わせください。

申請期限

令和5年1月16日(月)

問い合わせ

農林振興課 ☎333-6113

その他の事業者

対象

橋本市内で事業を営む個人事業者または法人事業者のうち、中小企業に該当し、所得などの申告を行なっているもの。

ただし、福祉・介護サービス事業者、農業事業者で物価高騰対策事業者支援給付金の請求者は対象外です。

給付内容

- 運輸・建設業 個人10万円、法人20万円
- その他の業種 個人3万円、法人10万円

申請方法

シテイセールス推進課で配布する申請書類（市ホームページからも入手可）に必要事項を記入の上、持参または郵送で申し込んでください。

申請期限

令和5年2月17日(金)

申請相談窓口

申請受付や申請方法を相談できる窓口を設置しますので、ぜひ活用してください。

● 場所 市民会館1階ギャラリー

● 設置期間 12月2日(金)～16日(金)

提出先・問い合わせ

〒648-18585 (住所記入不要) 橋本市経済推進部シテイセールス推進課 ☎333-6106

価格高騰に対応する市民・事業者の皆さんへの支援策をお知らせします

電力、ガス、食料品などの価格高騰により市民生活や事業者の経済活動に影響が出ています。

そこで、国の補助金を活用して、市民および市内事業者に対して、次の支援策を行います。

各事業の内容について詳しくは、市ホームページで随時更新します。

電力・ガス・食料品などの価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯などに対して、給付金を支給します。

電力・ガス・食料品などの価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯などに対して、給付金を支給します。

振り込み詐欺や個人情報の搾取にご注意ください！

自宅や職場などに市や国などの行政機関の職員をかたる不審な電話や郵便があった場合は、消費生活センター（☎33-1227）や、最寄りの警察署または警察相談専用電話（☎#9110）に相談してください。

